

最賃目安10円を基本

8月6日の中央最低審議会で、2010年度地域別最低賃金額改定の目安が
だされました。

目安額は、A、B、C、D各ランクとも10円の引き上げを基本としつつ、
最低賃金が生活保護水準を下回っていると審議会が認定した都道府県については
乖離額の解消を優先するというものでした。しかし、乖離額の大きい地方については、
解消期限を1年延長するとなっており、今年で解消されるはずの地域での乖離解消は、延期されてしま
うことになりました。

また、答申の中で、目安額については、労使で意見の一致がみられなかったこと、最低賃金引き上げ
により最も影響を受ける中小企業に対する支援等のとりくみを講じることなどがもりこまれていました。

目安額は全地域10円ですが、生活保護と乖離のある地方については下記のような数字がだされてい
ます。いずれも根拠のない数字ですから、今後の地方最賃審議会では、目安額を大幅に上回る改定額を
引き出させるよう各地でのとりくみが重要です。



地 域	目安額	これまでの乖離額と解消予定
北海道	13円	乖離額39円を今後3年で解消する
青 森	10円	乖離額 6円。今年で解消
宮 城	10円	乖離額14円。今年と来年で解消する
秋 田	10円	乖離額 5円。今年で解消
埼 玉	14円	乖離額14円。今年で解消
千 葉	10円	乖離額 5円。今年で解消
東 京	30円	乖離額40円。今年で解消予定だったが、引 き上げ額が大幅すぎるので、来年解消へ。
神奈川	30円	乖離額47円。東京と同様
京 都	15円	乖離額20円。来年度解消
大 阪	14円	乖離額17円。来年度解消
兵 庫	10円	乖離額13円。来年度解消
広 島	10円	乖離額13円。来年度解消



これまでの運動に確信をもって がんばろう！

目安額の不十分さはありませんでしたが、Dランク地方の目安額を二桁にのせるなど、これまでにない結果を引き出したのは、私たちの地道な運動が社会を動かしつつあります。このことに確信をもって、これから始まる地方最低賃金審議会に向けた要求行動にとりくみ、目安額を超える最賃引き上げを実現させましょう。